

右京区まちづくり支援制度（第2期）の概要

1 対象事業

右京区内の身近な地域で活動を行う団体、グループが平成29年度（平成29年4月から30年3月まで）に右京区内で実施する次のいずれかに該当する事業

- ① 地域コミュニティの活性化につながる事業
- ② 地域の課題の解決に向けた事業
- ③ 自然・歴史・文化・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業
ただし、既に恒例となっている事業、営利活動及び宗教的・政治的な活動を目的とする事業は対象とならない。

2 支援内容

(1) 地域力向上枠

自発的・主体的なまちづくり活動への支援を通して、地域コミュニティの活性化と区民によるパートナーシップのまちづくりを促進する。

区分	交付率	交付上限額
小規模型	2 / 3 以内	20万円
連携型 ※	2 / 3 以内	50万円

※ 1年以上の活動実績がある団体同士が企画段階から連携し、お互いの長所を生かし合うことで、単独で実施するよりも、効果が大きくなる事業が対象

(2) 大学・学生枠

大学や研究室等の活動や学生主体の地域貢献活動による、地域課題解決や地域資源発見等に関する研究や活動を奨励する。

区分	交付率	交付上限額
地域協定型 ※	100%	12万円
学生支援型	5 / 6 以内	10万円

※ 右京区大学地域連携に関する協定を締結した8大学*が対象

*京都外国語大学・同短期大学、京都学園大学、京都光華女子大学・同短期大学部、嵯峨美術大学・同短期大学、花園大学

※ 今年度から、事業実施に当たり北部山間地域等（京北・宕陰・水尾・高雄）での活動がある場合、公共交通機関の利用促進を図るとともに、事業費に占める交通費の割合を抑えるため、公共交通機関の交通費について、上表の交付上限額に加え、5万円を上限として交付している（交付率は同じ）。

※ 上記の資金面での援助のほか、右京区役所のホームページや市民しんぶん右京区版等での活動紹介など広報面でのサポートに加え、採択された団体同士の交流・意見交換の機会や右京区のまちづくりを担う各種団体や企業等が参加する区民会議への参加など団体同士を繋ぐ場を提供する。